

用排水調整委員会処務規程

第1条 用排水調整委員会（以下「委員会」という。）の職務は、他の規程によるもののほか、この規程に定めるところによる。

第2条 各委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 三箇牧用排水調整委員会 16人以内
 - (2) 二階堂用排水調整委員会 11人以内
 - (3) 中部用排水調整委員会 25人以内
- 2 委員のうち1人は、理事の互選した者が委員会担当理事として加入する。
 - 3 前項の委員を、この規程において委員長という。
 - 4 他の委員については、理事長が組合員の中からこれを選任し、理事会に報告しなければならない。

第3条 委員の任期は、2年とする。

ただし、再選を妨げない。

- 2 委員は、その任期が満了しても後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。
- 3 委員に欠員が生じたときは、これを補充することができるものとする。
ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

第4条 委員会は、委員長がこれを招集する。

- 2 委員長が委員会を招集する時は、あらかじめ理事長に通知しなければならない。

第5条 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

第6条 委員会の議事は、委員の半数以上が出席しその議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 議長は、委員としての委員会の議決に加わる権利を有しない。
- 3 理事長および職員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

第7条 委員会が理事会より委任された事項は、次のとおりとする。

- (1) 取水に関すること
 - (2) 用水に関すること
 - (3) 配水計画策定に関すること
 - (4) 排水に関すること
 - (5) その他これに関すること
- 2 委員会は、用水の引用、配分を適正にし、かんがいの効用を全うするとともに、排水の円滑を期し、関係諸機関と連絡協議し排水による被害を与えないよう措置するものとする。

第8条 各委員会において措置すべき主たる施設は、別表のとおりとする。なお、当該施設に相関する付帯施設についても、管理の万全を期するものとする。

- 2 異常洪水または一時出水により緊急やむを得ない場合は、委員においてこの施設を操作し、直ちに委員長に報告するものとする。

第9条 委員には、実費弁償費を支給することができる。

附 則

1. この規程は、昭和41年10月10日から適用する。

(用排水調整委委員会処務規程)

附 則

1. この変更規程は、昭和44年 9月 1日から施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和46年 9月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和51年 9月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和55年 9月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和57年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和59年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、昭和63年 9月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成元年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成 2年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成 3年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成 3年 9月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成 4年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成 4年 9月 1日より施行し、平成 4年 4月 1日から適用する。

附 則

1. この変更規程は、平成 6年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成 6年 9月 1日より施行し、平成 6年 7月 1日から適用する。

附 則

1. この変更規程は、平成11年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成17年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成19年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成21年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成26年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、大阪府の変更定款認可の日より施行する。

(令和2年4月14日認可

大阪府指令農整第1021号)

附 則

1. この一部改正は、令和 4年 4月 1日から施行する。

別 表

関係委員会名	施設名
三箇牧用排水調整委員会	唐崎揚水機場・地藏樋揚水機場・五反田樋門・木戸ノ口樋門・五反田樋・柱本流樋門・須崎樋門・長福寺樋門・柱本大南樋門・三島江大南樋門・下河原樋・明治3・4号樋門 三島江柱本梅田樋門・三島江柱本神子田樋門・三島江柱本川田樋門・明治6～9号樋門・土井樋門・西鎮神樋門・中曽根樋門・川原前樋門・西畑田樋門・東今切樋門・内羽口樋門・渋江樋門・狭間樋門・局樋門・西ノ口樋門・梅田樋門・上馬洗樋門・西今切樋門・下丸橋樋門・明治水障1～5号樋門・五反田南水障1・2号樋門・花天樋門・六反田樋門・柱本排水樋門
二階堂用排水調整委員会	鮎川揚水機場・鮎川取水揚水機場・鮎川用水揚水機場・白川揚水機場・清水取水揚水機場・平田取水揚水機場・桑田揚水機場・二階堂取水揚水機場・新堂取水揚水機場・河原田樋・外野樋門・下脇田樋門・大婦希樋門・赤池樋門・高縄手樋門・九之坪樋門・安威川樋門・井詰樋門・八尾寺樋門・七反畑樋門・上脇田樋門・水坪樋門・玉島取水樋・森里樋門・鮎川用水管自動放流装置・玉川1号排水樋・野亀排水樋・公下排水樋・大柳排水樋・柳原排水樋・目垣排水樋・目垣サイホン・十丁啜放流樋門
中部用排水調整委員会	沢良宜東揚水機場・小坪井揚水機場・北条揚水機場・加円揚水機場・菱川揚水機場・溝ノ口揚水機場・味舌揚水機場・味舌下揚水機場・真砂東揚水機場・野々宮取水揚水機場・鳥飼北部揚水機場・戎作揚水機場・朧ヶ橋揚水機場・島揚水機場・北川樋門・別府1・2号樋門・西浦樋門・水神木用水樋・鶴野止水樋門・二軒屋伏越樋門・沢良宜南排水樋門・江口樋・鶴野伏越樋門・水神木排水樋門・別府古川排水樋門・八町排水樋門